

令和 8 年度
美里町スイミングセンター省エネルギー
設備設置工事

企画提案要請書

(公募型プロポーザル募集要領)

宮城県遠田郡美里町

目 次

1	趣旨	1
2	工事概要	1
3	参加資格要件	1
4	共同企業体で参加する場合の留意点	2
5	配布資料	2
6	日程表	3
7	質問の受付及び回答	3
8	参加表明書類の提出	4
9	参加資格確認結果の通知	5
10	企画提案書類の提出	5
11	提案書の作成	5
12	プレゼンテーションの実施	6
13	審査、評価、選定等	7
14	請負契約について	7
15	提案資格の喪失等	8
16	その他留意事項	8
17	工事担当・各種書類等の提出先	9

1 趣旨

美里町スイミングセンターに新たな技術の導入や最先端技術を活用した省エネルギー設備を導入することで、燃料高騰に伴う利用者負担を軽減し、併せて、町が掲げる脱炭素の推進によりCO₂排出の削減を図るものである。発注に当たっては、民間の企画・提案力、技術力、実施体制、実績等の活用及び工期の短縮を図るため、設計と施工を一体的に発注する「設計施工一括方式（デザインビルド方式）」を採用し、受注者選定は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により提案選定するものである。以下に必要な事項を定める。

2 工事概要

（１）工事名

令和８年度美里町スイミングセンター省エネルギー設備設置工事（以下「本工事」という。）

（２）工事場所

美里町木間塚字高田 48 番地

（３）工事内容

令和８年度美里町スイミングセンター省エネルギー設備設置工事仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（４）履行期間

契約締結日から令和９年２月１９日までとする。

（５）提案限度額（消費税及び地方消費税を含む）

３６，９８０，０００円

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数企業の構成員で構成される共同企業体のいずれかであって、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（１）設計・工事監理及び工事を担う企業に共通する参加資格要件

- ア 美里町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、参加意思表明書提出の際に、８（１）６～１０に定める書類又はその写しを提出し、承認を受けた場合は本項を満たしたものとする。
- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
- ウ 参加表明書の提出期限から優先交渉者の特定の日まで、美里町建設工事等入札参加業者指名停止要領（平成１８年美里町訓令第５９号）による指名停止を美里町から受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている者でないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条各号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

4 共同企業体で参加する場合の留意点

共同企業体で参加する場合は、次の事項に留意すること。

- （１）構成員の数は、最大３社までとする。
- （２）構成員の中から代表者を選出するものとし、代表者は、中心的役割を担う者とする。
- （３）共同企業体は、共同企業体協定書（任意様式）を作成し、協定書に基づき本工事を共同で行うこと。
- （４）協定書は、企画提案書と一緒に提出し、記載された事項を構成員相互で遵守し本工事を適正に履行すること。
- （５）１つの企業が同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。
- （６）単独企業として申込する企業が他の共同企業体の構成員になることはできない。
- （７）参加申込時点において、共同企業体の名称及び代表構成員は仮としての記載を可とするが、共同企業体を構成する企業の変更は認めない。
- （８）契約候補者となった共同企業体は、当該請負契約履行後３か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。ただし、当該期間満了後、本工事につき契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

なお、本工事に係る契約候補者とならなかった共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

5 配布資料

別添「令和８年度美里町スイミングセンター省エネルギー設備設置工事提出書類様式」を参照すること。

6 日程表

項目		日程
1	公募開始	令和8年10月 7日（水）から
2	資料（図面）の閲覧期間	令和8年10月 7日（水）から 令和8年10月16日（金）まで
3	対象施設の現地確認期間	令和8年10月14日（水）から 令和8年10月16日（金）まで
4	質問の受付	令和8年10月 7日（水）から 令和8年10月20日（火）まで
5	質問の回答	令和8年10月26日（月）
6	参加表明書類の提出期限	令和8年10月30日（金）まで
7	参加資格確認結果通知	令和8年11月5日（木）
8	企画提案書類の提出期限	令和8年11月13日（金）17時15分まで （必着）
9	プレゼンテーション審査	令和8年11月17日（火）（予定）
10	審査結果通知・公表	令和8年11月20日（金）（予定）
11	本契約	令和8年11月27日（金）（予定）

※対象施設の現地確認を希望する者は、令和8年10月9日（金）までに、美里町まちづくり推進課にメールで連絡することとし、日時等は、まちづくり推進課で調整し希望者に連絡する。
なお、現地確認の際の質疑応答は行わないものとする。

7 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第2号）を電子メールに添付し、以下の提出先アドレスに送付すること。電話、口頭等による質問の個別対応は行わない。

提出先アドレス：machizukuri@town.misato.miyagi.jp

なお、電子メールの件名は「美里町スイミングセンター省エネルギー設備設置工事 質問書」とすること。

（2）質問に対する回答

質問書に対する回答は、回答書（様式第3号）を作成し、町ホームページに公表する。

なお、優先交渉権者の選定に公平を保てない質問については、回答しないことがある。また、質問に対する再質問は受け付けしないものとする。

8 参加表明書類の提出

(1) 提出書類

	提出書類	様式番号	提出 部数	備考
1	企画提案参加表明書	様式第1号	1部	
2	共同企業体構成表	様式第4号	1部	共同企業体で参加を希望する者のみ提出すること。
3	会社概要書	様式第5号	1部	
4	履行実績一覧表	様式第6号	1部	
5	配置技術者調書	様式第7号	1部	
6	暴力団又は暴力団員等 と関係していない旨の 誓約書	様式第8号	1部	
7	履行事項全部証明書 (発行後3か月以内)	-	1部	
8	直近年度の納税証明書 (発行後3か月以内)	-	1部	・法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書 ・本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証明する納税証明書 ・本町内に支店又は事務所が所在する場合は、本町税に未納がないことを証明する証明書
9	直近年度の決算書 (写し可)	-	1部	貸借対照表及び損益計算書
10	その他、競争入札参加 資格審査に必要な書類		1部	・詳細は、本町ホームページを参照すること https://www.town.misato.miyagi.jp/19keiyaku/191shinsei/2025-1119-1612-3.html

※6から10までは、美里町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみが提出すること。

(2) 提出期限

令和8年10月30日（金）まで

(3) 提出先

美里町まちづくり推進課

(4) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、書留郵便で送付すること。持参の場合は、提出期限日までの庁舎開庁日において、8時30分から17時15分まで（ただし、12時から13時までを除く。）に持参すること。）

9 参加資格確認結果の通知

(1) 通知予定日

令和8年11月5日(木)

(2) 通知方法

郵送

10 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

	提出書類	様式番号	提出部数		備考
1	提案書提出届	様式第10号	紙	1部	
2	提案書	任意様式	紙	8部	
			電子データ	1枚	
3	見積書	任意様式	紙	1部	
4	共同企業体協定書	任意様式	紙	1部	

※審査等に要するため、提出書類を複製する場合がある。

(2) 提出書類の提出期限

令和8年11月13日(金)まで(17時15分必着)

(3) 提出先

美里町まちづくり推進課

(4) 提出方法

ア 提出書類等については、郵送又は持参にて提出すること(郵送の場合は、書留郵便で送付すること。持参の場合は、提出期限日までの庁舎開庁日において、8時30分から17時15分まで(ただし、12時から13時までを除く。)に持参すること。)

イ 電子データは、PDFファイルの形式を用いることとし、CD-R又はDVD-Rの電子記録媒体で提出すること。

11 提案書の作成

提案書は、次の事項に基づいて作成すること。

(1) 本プロポーザルに係る提案書の作成費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案書の用紙サイズは、A4(日本産業規格・縦横不問)カラー、表紙・目次を除き20ページ以内とし、原則として両面で作成すること。

(3) 文字フォントは、図表や画像を除き10.5ポイント以上とする。様式や装丁は、指定しない。

(4) 提案書は、文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。

(5) 企画提案の内容は、「企画提案要請書」、「仕様書」及び「美里町スイミングセンター省エネルギー設備設置工事 公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」の内容を十分に踏まえ、実施可能な内容を前提に記載すること。

(6) 提案書の構成は、次のとおりとすること。

- 1 実施方針
- 2 提案内容
 - (1) 経済性・運用性
 - ①コスト（重油使用量）の削減に関する提案
※重油に替え、灯油、ガス、電気等の燃料を使用する場合は、その使用量及び価格を考慮し評価する。
 - ②維持管理及び運用の容易性に関する提案
 - (2) 施設性能
 - ①導入技術に関する提案
 - ②施設環境の向上に関する提案
 - (3) 実現性・技術力
 - ①施工時の安全性への配慮に関する提案
 - ②環境負荷低減に関する提案

(7) 提出された提案書は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

(8) 提出された提案書は、他の提案者に提供しない。

(9) 提出された提案書は、提案者の承諾なしに他に利用しない。

1 2 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日及び場所

ア 開催日 令和8年11月17日（火）予定

イ 開催場所 美里町役場本庁舎内

※ それぞれの提案者のプレゼンテーションの開始時刻及び終了時刻は、令和8年11月16日（月）までにFAX又は電子メールで通知する。

なお、指定されたプレゼンテーション開始時刻に遅れた場合でも終了時刻の延長は行わない。

(2) 企画提案の所要時間（予定40分）

ア プレゼンテーション 30分程度

イ 質疑 10分程度

(3) 説明員

プレゼンテーションに要する説明員は、5人までとする。

(4) 実施形態

プレゼンテーションは、提案者ごとに行い、非公開とする。

(5) 注意事項

ア プロジェクター（パソコン出力は、HDMI端子のみ可）、電源は、本町が用意する。その他、必要なものがある場合は、提案者が用意すること。

イ プレゼンテーション時には、本町にて提出された提案書を評価委員に配布している。

ウ 提案書とは別にプレゼンテーション時に使用する資料（スクリーン投影資料含む。）の追加や修正は、認めない。

1 3 審査、評価、選定等

（１）審査・評価

提案の審査・評価は、「美里町スイミングセンター省エネルギー設備設置工事に係るプロポーザル評価委員会」において行う。

なお、参加者多数の場合は、事務局にて参加表明書類を基に事前審査を行う。事前審査結果は、参加資格確認結果に合わせて通知する。

（２）基準

別に定める「美里町スイミングセンター省エネルギー設備設置工事 公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」に基づき、評価を行う。

（３）選定

ア 提案の評価結果に基づき、評価点が最も優れている提案者を第１優先交渉者、次に高い評価点の者を第２優先交渉者として選定する。

なお、提案が１者のみの場合にあっては審査を実施し、その提案内容の評価点が評価基準に基づく合計点の６割以上である場合は、その提案者を第１優先交渉者として選定する。

イ 合計点数が最も高い者が２者以上の場合は、見積金額の低い者を優先交渉者とする。

なお、見積金額が同額の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。

（４）通知

全ての提案者に業者選定結果通知書（様式第１１号）により通知する。

（５）選定結果の公表

選定結果は、令和８年１１月２０日（金）までに、本町のホームページで公表する。

なお、プロポーザルに参加した他の提案者の情報、選定結果及び評価点は公開しない。

1 4 請負契約について

（１）優先交渉者

第１優先交渉者と契約協議を行い、詳細な工事内容等の確認その他の受託条件について合意に達した後に請負契約を締結する。ただし、第１優先交渉者と本町との間で契約協議が整わなかった場合、第２優先交渉者と契約交渉を行うものとし、第２優先交渉者としての権利の有効期間は、第１優先交渉者と本工事に関する契約が締結されるまでとする。

（２）契約内容の協議

提案に基づき、請負契約の内容について協議、調整等を行った上で請負契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

（３）見積書の提出

契約に係る協議及び調整が整ったときには、改めて見積書の提出を求め、本町で定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。

1 5 提案資格の喪失等

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、その提案を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 本要請書及び仕様書に従っていないと認められる場合
- (2) 次に掲げるいずれかに該当するときは、提出資格を喪失するとともにすでに提出された提案書は無効とする。
 - ア 審査日までに、美里町財務規則第88条に規定する入札参加者の資格を喪失した場合
 - イ 審査日までに、本プロポーザルの参加に必要な資格を欠くこととなった場合
 - ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - エ 優先交渉者選定までの間に、他の提案者に対して提案書の内容を意図的に開示した場合
 - オ その他、優先交渉者の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - カ 複数の企画提案書を提出した場合
 - キ その他町長が本プロポーザルに参加させることが不適當であると認めた場合

1 6 その他留意事項

- (1) 提案書の言語は、日本語を用いること。また、用いる金額の表記は円とすること。
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は、認めない。

なお、本町から問合せや追加資料等の提出を求められた場合には、速やかに対応すること。提出書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- (3) 提出書類は、「美里町情報公開条例」に基づき情報公開の対象とし、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）については、「美里町情報公開条例」の規定等に基づき非公開とするとともに、本町が保有する情報のみで正当な利益を害するか否かの判断が困難な場合は、当該法人等の意見を聴取するなど慎重かつ公正に判断するものとする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (5) 審査に係る問合せには応じない。また、審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止し、又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。
- (7) 企画提案参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和8年11月13日（金）17時15分までに、提案書辞退届（様式第9号）をまちづくり推進課に提出すること。

1 7 工事担当・各種書類等の提出先

美里町まちづくり推進課

所在地・連絡先

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

電話番号 : 0229-33-2180

FAX番号 : 0229-33-2160

電子メール : machizukuri@town.misato.miyagi.jp